

移民向け統合コースに関する一考察 ——オリエンテーションコースに参加して——

前田直子

0. はじめに

2005年1月、ドイツ連邦共和国（以下、ドイツ）において「移民の調整と制限およびEU市民と外国人の滞在と統合の規制に関する法（Gesetz zur Steuerung und Begrenzung der Zuwanderung und zur Regelung des Aufenthalts und der Integration von Unionsbürgern und Ausländern）」、いわゆる「移民法（Zuwanderungsgesetz）」が施行され、同法中の「滞在法（Aufenthaltsgesetz）」¹⁾第43条において移民の「統合促進（Förderung der Integration）」が初めて連邦法に規定された。具体的には、ドイツ語能力の習得を目指す語学コースと、ドイツの法秩序、歴史、文化を学ぶオリエンテーションコースからなる「統合コース（Integrationskurs）」が移民に対して提供されることとなったのである。

この統合コースについては、近年、労働力不足により外国人の受け入れを検討している日本でも、移民政策や多文化共生、言語教育という観点から注目されており、その概要を知るにはすでに十分な数と質の論文ないし報告書が存在する²⁾。しかしながら、統合コースの実態を、とりわけ提供する側の目線では

-
- 1) 正式名称は「連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法（Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet）」である。
 - 2) 代表的なものとしては、丸尾真「ドイツ移民法における統合コースの現状と課題」内閣府経済社会総合研究所、ESRI Discussion Paper No.189、2007年8月、http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis190/e_dis189_01.pdf、「世界の厚生労働」、2010年、<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/pdf/tokusyuu/to069-078.pdf>、<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/10/pdf/tokusyuu/to079-088.pdf>、松岡洋子「ドイ

なく、受講者の立場から報告しているものはほとんどないといえる³⁾。そこで本稿では、2011年8月に筆者が統合コース、なかでもオリエンテーションコースに参加した経験をもとに、その実態について報告することとする。それによって、今後の日本の多文化共生の形を考えるきっかけとしたい。

1. 統合コースの構成と内容

まずは統合コースの構成と内容を概観しておこう。

統合コースは十分なドイツ語能力の習得を目的とする語学コースと、ドイツの法秩序や文化、歴史を知り、文化的な適応を可能とすることを目的とするオリエンテーションコースからなる。2005年の移民法施行当初、語学コースは600時間（基礎コース300時間と発展コース300時間）、オリエンテーションコースは30時間とされていたが、2006年12月のランポール・マネジメント社による統合コース評価報告⁴⁾とそれに基づく翌年12月の実施命令の改正を経て⁵⁾、現在ではオリエンテーションコースは45時間、語学コースは最大900時間まで受講が可能となっている⁶⁾（1時間はいずれも45分）。

また、本稿では紙数の都合もあり通常の統合コースのみを取り上げるが、同

ツの改定統合コースについて」http://www.momiji.h.kyoto-u.ac.jp/~nishiyama/IwateKaken2008/38_The%20new%20Ordinance%20on%20Integration%20Course1.pdf など。

- 3) 松岡洋子、足立祐子の両者はインタビューによる現地調査を積極的に行なっており、その報告は大変興味深い。ただし、聞き取りの対象は統合コースを提供する側に限定されている。<http://www.momiji.h.kyoto-u.ac.jp/~nishiyama/IwateKaken2008/index.html>
- 4) 「移民法に基づく統合コースの評価（Evaluation der Integrationskurse nach Zuwanderungsgesetz）」、http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/Integrationskurse/Kurstraeger/Sonstiges/abschlussbericht-evaluation.pdf?__blob=publicationFile、これについては、丸山真、前掲書に詳しい。http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis190/e_dis189_02.pdf#page=33
- 5) 「外国人およびアウスジードラーのための統合コースの実施命令（Verordnung über die Durchführung von Integrationskursen für Ausländer und Spätaussiedler）」の改正。Verordnung über die Durchführung von Integrationskursen für Ausländer und Spätaussiedler, <http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/intv/gesamt.pdf>
- 6) 600時間終了後のB1の試験に合格しなかった場合、300時間の復習コースに通う。

コースにはそのほかに、家庭や文化、伝記、その他の理由から一般的な統合コースには参加できない、または特別な言語教育による支援が必要な人たちのための特殊な統合コースがある。読み書きができない人向けや、女性、両親、青年をターゲットにしたコース、習得が特に早い人向けの集中コース（430時間）、ドイツに長く住みコミュニケーションには問題がないが読み書きに弱い人向けのコース（Förderkurs）などである。これら特殊コースの語学コースには900時間が確保され、さらに300時間の復習コースがあるため、受講者は最高で1200時間まで語学コースに通うことができる。

これら統合コースの調整と実施には、外国人局や連邦行政庁、地方自治体、移民機関、失業給付機関との協力のもと、連邦移民難民庁（Bundesamt für Migration und Flüchtling）があたることになっており、移民法発効時には同庁から全国統一の規定を定めた冊子『全国統合コース構想（Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs）』が、2008年12月にはその改訂版⁷⁾が出されている。では、それらをもとに以下でさらに詳しくみていこう。

1.1. 語学コース（基礎コース）

1.1.1. 目的

基礎コースの目的は、参加者が300時間⁸⁾のコース内にヨーロッパ言語共通参照枠（Gemeinsamer Europäischer Referenzrahmen, GER）⁹⁾のA1～C1の6つのレベルのうち、下から2つ目のレベルにあたるA2に到達することである。

7) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs, Dezember 2008. 以下でダウンロードも可。http://www.integration-in-deutschland.de/cdn_116/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Downloads/Integrationskurse/Kurstraeger/KonzeptLeitfaeden/konz-f-bundesw-integrationskurs-de,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/konz-f-bundesw-integrationskurs-de.pdf

8) コースは100時間毎の3Modulに分かれ、それぞれ1ModulではA1-1、2ModulではA1-2、3ModulではA2-1の内容を学習する。

9) 欧州評議会が定めた、ヨーロッパ共通の言語の習得状況ないし学習達成度を示す基準。A1、A2、B1、B2、C1、C2の6段階がある。

A2 のレベルとは、具体的には以下のことができるようになることを意味する¹⁰⁾。

- ・ 日常生活の領域に関わる文章や使用頻度の高い表現を理解することができる(例えば、「自分自身と家族」、「買い物」、「仕事」、「近隣」など)。
- ・ 知っている事柄について、簡単かつ直接的な情報交換に応じることができる(例えば、「道を尋ねる」、「住まい」、「カフェ」、「現在の仕事」など)。
- ・ 「自分の出自」、「専門教育」または「職業」、日常的に必要な事柄や身の回りの状況を簡単な言葉で表現することができる。

さらに上記の範囲内で、「聞く、読む、話す、書く」の4技能が等しく、総合的に身につけており、コース終了時に以下のことが可能となる¹¹⁾。

- ・ 「聞く」技能において、数行の文章や使用頻度の高い単語や、短く、明瞭で簡単な情報の要点を理解することができる。
- ・ 「読む」技能において、短く、簡単なテキストや個人的な手紙を読み、理解すること、および日常的な内容の文章の中から、具体的かつ予測可能な情報を見つけ出すことができる。
- ・ 「話す」／「統合する」技能において、短くとも複数の文を使って、または簡単な言葉で日常的な事柄を表現することができる。また、日常的な状況の中で、周知のテーマに関する情報交換に応じることができるか、連絡をとりあうための短い会話が可能である。
- ・ 「書く」技能において、簡単で短いメモやお知らせ、または簡単で個人的な手紙を書くことができる。

ここではとりわけ「話す」と「統合する」が同列に置かれているところが興味深い。統合において、「話す」技能が特に求められていることがわかるだろう。

10) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs, Dezember 2008, S.15.

11) より具体的には、Goethe-Institut, Rahmencurriculum für Integrationskurse-Deutsch als Zweitsprache, 2007, http://www.goethe.de/lhr/prj/daz/pro/Rahmencurriculum_online_final_Version5.pdf を参照のこと。

1.1.2. 内容

基礎コースは、受講者が言葉を自主的に使えるようになるための基礎を築くものである。移民たちはここで日常生活に必要な言葉を身に付け、同時に自らの生活環境を整え、日常生活の送り方がわかるようになる。具体的に扱われるテーマは以下のとおりだが、その掘り下げ方は A1 と A2 では異なる。¹²⁾

- ・ 官公庁と役所
- ・ 仕事と職業
- ・ 専門教育と継続教育
- ・ 子どもの世話としつけ
- ・ サービス／銀行／保険
- ・ 食べ物と飲み物
- ・ 余暇
- ・ 健康と保健／人間の体
- ・ メディアとメディア利用
- ・ 場所／移動と交通
- ・ 自然と環境
- ・ 対人／社会的つながり
- ・ 授業
- ・ 住まい

教材は、語学コース、オリエンテーションコースともに連邦移民難民庁が認可したものを用いることとなっており、語学コースでは具体的に Hueber 出版社の『Tangram』や『Tangram aktuell』、『Schritte』、『Schritte plus』、Langenscheidt 出版社の『Berliner Platz』、『Optimal』、Cornelsen 出版社の『Pluspunkt Deutsch』、『eurolingua』などが使用される¹³⁾。いずれも、具体的な場面設定のもとで、実

12) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs, Dezember 2008, S.17.

13) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Liste der zugelassenen Lehrwerke in Integrationskursen, September 2011, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/Integrationskurse/Lehrkraefte/liste-zugelassener-lehrwerke.pdf?__blob=publicationFile

用的なドイツ語の習得が目指された教材であるといえる。

1.1.3. 方法

教授方法は、大人たちの学習状況と、第二外国語の基本的な習得量を考慮することとなっている。どの方法をとるかは、学習目的と学習内容、さらにはグループの前提条件（社会文化的な要因、性別、年齢、学習態度、予備知識、母語の知識など）に応じて、授業の構成者である教師が決定する。そのため、教師は作業・社会・練習形態について多くのレパトリーと、それらレパトリーを目的に応じて授業に組み込むための豊富な専門知識を持っていなければならない。授業は、実際の行動や振る舞いを想定したシミュレーションやロールプレイングを取り入れ、グループでのコミュニケーションに必要な能力を養うものであること、かつ異文化間相互理解を促がすものであるべきとされる。¹⁴⁾

1.1.4. 教師

統合コースの語学コースを担当する教師は、外国語としてのドイツ語ないし第二外国語としてのドイツ語を専門とする課程を修了していなければならない。その資格が提示できない場合には、連邦移民難民庁が承認した機関が実施する追加の資格付与のための講座（140時間）¹⁵⁾に参加しなければならない¹⁶⁾。2011年9月現在、同講座の実施機関は、異文化コミュニケーション協会（イエナ、ベルリン）、市民大学（ベルリン、デュースブルク、ヴィースバーデン）、市民大学連盟（ニーダーザクセン、バーデン・ヴュルテンベルク、バイエルン）、国際同盟（Internationaler Bund：ヴッパタール、テュービンゲン、ミ

14) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs, Dezember 2008, S.18.

15) 70時間の短縮コースもある。どちらに参加するかは、連邦移民難民庁が決定する。

16) 2010年1月以前は、証明書や資格のない人には2009年12月31日まで有効な特別許可を出し、その間に追加の資格取得のための講座を受けることとされていたが、2010年1月以降はいずれかの条件を満たした教師のみが統合コースで授業できることとなった。

ェンヘン)、ゲーテ・インスティトゥートなど、全国で 19 箇所存在する¹⁷⁾。

1.2. 語学コース（発展コース）

基礎コースを終え、A2 レベルの中間テストによって達成度を確認した後、受講者は発展コースへと進むことになる。

1.2.1. 目的

発展コースの目的は、A2 の基本知識をもとに、300 時間¹⁸⁾のコース内に GER の B1 (Zertifikat Deutsch) に到達することである。B1 のレベルとは、具体的には以下のことができるようになることを意味する。¹⁹⁾

- ・明瞭な標準語が使用され、仕事や学校、余暇など周知のテーマが問題となっている場合に、その主題を理解することができる。
- ・ほとんどの日常的な局面をドイツ語で対応することができる。
- ・家族や職業のような周知のテーマおよび個人的な興味の領域に対して、簡潔かつ理路整然と意見を述べることができる。
- ・経験や結論を報告し、目的や希望を描写し、計画や見解に対して根拠や説明を加えることができる。

また、コースの終了時には、受講者は以下の 4 技能を習得することができる。

- ・「聞く」技能において、周知のテーマが明瞭な標準語で話されている場合、またはラジオやテレビで話題の出来事や自身の職業ないし興味のある分野のテーマが話されている場合、それが比較的ゆっくりかつ明確に話されている限りにおいて、主要な情報を理解することができる。
- ・「読む」技能において、とりわけ使用頻度の高い日常の言語や役所の言葉、

17) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Liste der zugelassenen Lehrwerke in Integrationskursen, September 2011.

18) コースは 100 時間毎の 3Modul に分かれ、基礎コースの 1-3Modul の続きとして、4Modul では A2-2、5Modul では B1-1、6Modul では B1-2 の内容を学習する。

19) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs, Dezember 2008, S.20.

専門語が書かれたテキストや、様々な出来事や感情、希望が書かれた個人的な手紙を理解することができる。

・「話す」／「統合する」技能において、経験や結果、または希望や夢、目的に関する描写を、簡単かつ筋の通った文章を使って言うことができ、ほとんどの日常的な状況に対応し、かつ周知のまたは興味のある日常のテーマ（家族や仕事など）についての会話に準備なしで参加することができる。

・「書く」技能において、周知のまたは個人的に興味のあるテーマについて、簡単かつ筋の通った文章ならびに自身の経験や印象を綴った個人的な手紙を書くことが出来る。

ここから、発展コースでは、「簡単かつ直接的な情報交換」や「状況／事柄を簡単な言葉で表現する」、「明瞭で簡単な情報の要点を理解する」と「簡単な」が強調されていた基礎コースとは異なり、「簡潔かつ理路整然と意見を述べる」ことや、簡単であっても「筋の通った文章」を使って話す、またはそれを書くなど、要求が確実に上がっていることがわかる。

1.2.2. 内容

発展コースの内容は、1.1.2.で挙げた基礎コースの内容に以下の3つのテーマが追加される。²⁰⁾

- ・最新の情報技術
- ・社会／国／国際的な機関
- ・異なる人、文化、世界観との関係

1.2.3. 方法

発展コースの教授法は基礎コースに準ずる。発展コースの枠内においては、ドイツ語の習得は教師の指導の下、プロジェクト授業によって促進されることが可能である。プロジェクト授業は、例えば図書館見物など、遠足型のものと

20) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, a.a.O., S.22.

しても行なうことができる。また、コース担当者は習得したものを実際に使用するために、コース外ないし割り当てられた時間以外に、仕事に結びつく実習を組み入れることができる。そのようにコースを中断するときには、コース計画の前段階で連邦移民難民庁と調整することとなる。

1.3. オリエンテーションコース

語学コースを終えた人は、次にオリエンテーションコースを受講する。十分なドイツ語の知識がある場合、語学コースは受講せずにオリエンテーションコースからの参加になることもある。

1.3.1. 目的

オリエンテーションコースの目的は主に以下の6つである。²¹⁾

1) ドイツの国家制度への理解を呼び覚ます

移民たちは出身国から、その国の国家制度に関連した一定の経験を伴ってやってくる。その彼らにドイツの国家制度の特徴（連邦制、社会福祉国家制、政党システム）を理解してもらうことが基本的な目的である。それは、移民がやりとりをする公共機関（外国人局、市（町）当局）への理解および受入国の政治的プロセスに関する判断能力の形成に関わるものである。

2) ドイツ国への肯定的な評価を育む

ドイツ社会の基本的な価値、政治システム、ドイツの法秩序についての知識を伝えることは、移民によるドイツ国への肯定的な評価を促がし、帰属意識の形成を可能にする。

3) 住民および市民の権利と義務に関する知識を伝える

移民たちが主張しうる権利について知ることは、統合のための重要な前提条件である。同時に、あらゆる住民ないし市民は公共に対して義務を負っているということを明らかにしなければならない。

4) 自力で取り組む能力を形成する

21) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, a.a.O., S.24-25.

オリエンテーションコースは上述した分野の基礎知識を伝えるものである。さらに、人に頼らずに知識を得る能力を身につけることも非常に重要である。オリエンテーションコースによって、コース後も自主的に情報収集を続ける能力を身につけることが出来る。

5) 社会生活への参加能力をつける

うまく参加するための前提条件は、移民がドイツでの一般的な行動様式や背景、基本価値、ものの見方を知り、それらを反映させ、それに基づいて行動することができることである。社会参加の能力が明らかにされるべきである。

6) 異文化コミュニケーション能力を身につける

この能力はすべての住民にとって重要である。異文化コミュニケーション能力は、新しい文化圏での生活を容易にする。同時にそれは、独自の文化を反映させ、文化的なアイデンティティを保つことに役立つ。

1.3.2. 内容

オリエンテーションコースでは、ドイツの日常生活の知識ならびに法秩序、歴史、文化に関する知識が教授される。その際、特にドイツの民主主義的な国家制度の価値、法治国家の原則、同権、寛容、宗教の自由に関する知識に重点が置かれる。具体的には以下のテーマが扱われる。²²⁾

1) 民主主義における政治

- －ドイツ国の構成原則
- －基本権と市民の義務
- －憲法機関、政党、国家のシンボル
- －社会福祉国家
- －社会的関与と参加

2) 歴史と責任

- －国民社会主義（ナチズム）とその後

22) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, a.a.O., S.25-26.

- － 1945 年以降のドイツ史における重要な諸段階
- － 統一後のドイツおよびヨーロッパでの生活

3) 人間と社会

- － 家族およびその他の生活共同体における共生
- － ドイツにおけるしつけと教育
- － 異文化間の共生
- － 宗教上の多様性

これらテーマは受講者の興味によって、掘り下げたり、拡大することが可能である。

具体的な教材としては、Ernst Klett Sprachen 出版社の『45 Stunden Deutschland』、Langenscheidt 出版社の『Orientierungskurs』や、Cornelsen 出版社の『Pluspunkt Deutsch- Der Orientierungskurs』、『Zur Orientierung』などがある。これらテキストはいずれも、写真や地図、イラストが多く用いられ、文字や表がカラフルに色分けされるなど、視覚的にも理解しやすいよう工夫されている。そこからは、B1 の語学レベルの人たちでも、政治や歴史、社会保障といった複雑なテーマに取り組みやすいようにとの配慮が伺える。

1.3.3. 方法

基本的に語学コースで用いられる成人教育の方法が、オリエンテーションコースの実施においても適用される。しかしながら、オリエンテーションコースの目的と内容を満たすためには、さらに別の方法も必要とされる²³⁾。

受講者たちに内なる信条や規範、価値に関するテーマや事情についての手ほ

23) 詳しくは、「全国統一オリエンテーションコースのためのカリキュラム (Curriculum für einen bundesweiten Orientierungskurs)」による。Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Curriculum für einen bundesweiten Orientierungskurs, 29.09.2009, http://www.integration-in-deutschland.de/cln_151/nn_449786/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Downloads/Integrationskurse/Kurstraeger/KonzepteLeitfaeden/curriculum-orientierungskurs-pdf,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/curriculum-orientierungskurs-pdf.pdf.

どきをするためには、受講者をもとに方針を決めることがきわめて重要である。そのため、テーマの導入に際しては常に受講者のそれまでの経験を出発点とし、それを引き継ぐ形で成されるべきである。

また、扱う内容の多くは非常に抽象的であるが、授業では実用的かつ生活に密着した例を用いて説明されること、および様々なメディアの利用によって、生き生きと明快な授業が持続的に行なわれることが望ましい。こうした多様な作業形態および社会形態をとることによって、受講者たち同士が授業の中で学習プロセスのパートナーとなり、共通の学習プロセスを作り上げることができるようになるのである。²⁴⁾

1.3.4. 教師

オリエンテーションコースを担当する教師は、日常生活の知識や法秩序、文化、歴史、とりわけ民主主義的な国家制度の価値、法治国家の原則、同権、寛容、宗教の自由を教授するための専門的な資格と適正を証明しなければならない。また、連邦移民難民庁はより良い授業を行なうために、30時間からなるオリエンテーションコースの教師向けの講習の受講を勧めている。この講習は連邦移民難民庁が承認した以下の機関で実施される。²⁵⁾

- ・ベルリン・ミッテ市民大学
- ・バーデン・ヴェルテンベルク州政治教養中央機関
- ・ニーダーザクセン州市民大学連盟
- ・ゲーテ・インスティトゥート

1.4. 修了試験

講座終了後には、受講者は修了試験である「移民のためのドイツ語テスト

24) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs, Dezember 2008, S.26.

25) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Additive Zusatzqualifizierung von Lehrkräften in Orientierungskursen, <http://www.bamf.de/DE/Infothek/TraegerIntegrationskurse/Lehrkraefte/Zusatzqualifikation/zusatzqualifikation-node.html>.

(Deutsch-Test für Zuwanderer) およびオリエンテーションコースの試験を受ける。ただし、これらはともに、統合コースを受講せずとも受けることができる。²⁶⁾

1.4.1. 語学試験

語学試験は筆記試験と口頭試験からなる。この試験に合格することによって、「聞く」、「読む」、「書く」、「話す」の4つの技能の能力が、A2 から B1 のレベルにあることが証明される。

1.4.2. オリエンテーションコーステスト

オリエンテーションコーステストは、A2 の言語レベルで作成された、全国統一の知識テストである。25 個の問題に 45 分以内に回答しなければならない。いずれも与えられた 4 つの選択肢の中から正しい答えを選ぶ選択式で、13 問正解すれば合格となる。内容は主に、「民主主義における政治」、「歴史と責任」、「人間と社会」の分野に重点が置かれる (1.3.2.参照)。

ここまで統合コースの概要について、連邦移民難民庁の冊子『全国統合コース構想』をもとに述べてきたが、語学コースのさらに詳しい目的や内容、レベル設定の説明については、ゲーテ・インスティトゥートから『統合コースのためのカリキュラム大綱 (Rahmencurriculum für Integrationskurse)』²⁷⁾が出されている。これはゲーテ・インスティトゥートが 2006 年秋に連邦内務省の委託を受けて作成したもので、語学コースの修了試験や教材の作成者、コース企画者らを主な対象としている。つまり、同冊子は語学コースを提供する人たちにとっての一種のマニュアルのようなものである。また、ゲーテ・インスティトゥートは上述したように教師向けの講座も行なっていることから、統合コースそのものにも深く関わっていることがわかる。その意味では、統合コースの語学

26) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs, Dezember 2008, S.28.

27) Goethe-Institut, Rahmencurriculum für Integrationskurse-Deutsch als Zweitsprache, 2007,

コースはゲーテ・インスティトゥートの語学講座とかなり似通ったものであることが想像できる。そのため、筆者としては当初より、統合コースの語学コースよりもオリエンテーションコースにむしろ高い関心を寄せていた。そこで、2011年の夏にオリエンテーションコースを受講することにしたのだが、これについては第4章で述べることとする。

2. 統合コースの実施機関

では、次に統合コースの実施主体について見ていこう。

上記概要に基づく統合コースを提供するためには、連邦移民難民庁の認可が必要である。そこで本章では、その認可に必要な条件と、実際に認可を得て現在統合コースを実施している諸機関を概観する。

2.1. 認可のための申請と基準

統合コース実施の認可を得るためには、連邦移民難民庁への申請が必要である。そこでは申請機関の信頼性と実施能力、および講座の質の確保が問われる。信頼性の証明には、申請者の名前や誕生日、出生地、住所などの一般的な情報に加え、今後の活動に対する現段階での提案概要などの提出が必要である。実施能力の判断のためには、申請者は1) 教師陣の専門および教育学上の能力や職業経験、2) 教室の設備と技術的な装備、3) 語学およびオリエンテーションコース実施のためのカリキュラム、4) 他の統合関連機関との協力、5) 授業の際の方法と資料、6) 統合コースの修了テストへの有資格試験官の投入、7) 統合コース終了時の修了試験の結果を、それぞれ書いて提出しなければならない。その際、教師の職業教育および職歴に関する証明書も提出することになる。また、質の確保を証明するためには、1) 個人の学習プロセスの促進方法、2) 公認された方法を用いての定期的な授業評価、統合コースへの参加を顧慮した上での3) 独自の査定の実施と4) 外部専門家との協力、についての書類の提出が求められる。

さらに 2009 年 10 月には、上述したランポール・マネージメント社の評価報告とその後の実施命令の改正に基づき、また、実施機関がいくつかの大都市圏に集中してしまったことを背景として、連邦移民難民庁によって新たに『コンセプト「実施機関認可手続き」(Konzept „Trägerzulassungsverfahren“)]²⁸⁾』²⁸⁾が出され、認可に際してより詳細な基準が定められた。それによれば、認可には最低 2 年間、1 名以上が参加する成人教育の教授法に則った語学講座で、かつ一定の語学レベルの達成に寄与し、最低 80 時間の授業からなる講座を実施した経験を証明することが必須となったほか、財政・職員・資金の管理や使用、顧客とのコミュニケーション、授業の編成・実施・評価、アンケートの実施やインフラの整備といった分野での報告が必要となった。

他方、認可は最長で 3 年までとされているため²⁹⁾、統合コースの継続提供には再度の申請が必要であるが、その際には最初のそれとは異なり、簡略化された申請で十分だとした。その基準としては、講座の質の管理方法、クレーム内容とその量、統合コースに関わる他の機関との協力方法と内容、教師の報酬の高さが挙げられた。また、12 ヶ月以上統合コースを実施していない機関に対しては、自動的に認可が失効するものとした。

2.2. 統合コース実施機関の種類と数

次に、実際に認可された統合コースの実施機関の数と種類を見てみよう。

以下の表 1 と表 2 は、連邦移民難民庁によって毎年出されている『統合コー

http://www.goethe.de/lhr/prj/daz/pro/Rahmencurriculum_online_final_Version5.pdf.

28) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Konzept „Trägerzulassungsverfahren“, 26.10.2009, <http://www.integration-in-deutschland.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Downloads/Integrationskurse/Kurstraeger/Zulassung/s-konzept-traegerzulassung-pdf.templateId=raw,property=publicationFile.pdf/s-konzept-traegerzulassung-pdf.pdf>.

29) 実施命令第 20 条第 4 項による。ランポール・マネージメント社は評価報告の中で、3 年ごととはいえ、その申請手続きによって生じる浪費は多大であり、質の確保と実施機関の改善のためには地域機関による定期的な点検で十分であると述べている。Bundesministerium des Innern, Evaluation der Integrationskurse nach dem Zuwanderungsgesetz, 11. 2006, S.75, http://www.bmi.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/Veroeffentlichungen/evaluation_integrationskurse_de.pdf?__blob=publicationFile.

ス 年次報告書 (Jahresbilanz Integrationskurs)』³⁰⁾および『統合コース実施統計 (Integrationskursgeschäftsstatistik)』³¹⁾をもとに筆者が独自に作成したものである³²⁾。

州	2006	2007	2008	2009	2010	2011
バーデン・ヴュルテンベルク	231	246	211	218	212	199
バイエルン	263	276	250	227	216	206
ベルリン	108	123	99	88	86	83
ブランデンブルク	45	49	45	26	26	23
ブレーメン	20	21	18	14	16	15
ハンブルク	46	46	43	34	38	35
ヘッセン	134	137	126	113	108	108
メクレンブルク・フォアポンメルン	48	51	34	31	32	27
ニーダーザクセン	127	125	115	119	115	115
ノルトライン・ヴェストファーレン	386	401	357	332	336	329
ラインラント・プファルツ	102	105	87	75	77	72
ザールラント	42	43	32	26	24	25
ザクセン	111	113	102	61	59	60
ザクセン・アンハルト	65	62	50	31	32	27
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	57	57	58	41	40	41
テューリンゲン	66	64	35	40	40	40
不明					1	19
合計	1.851	1.919	1.662	1.476	1.458	1.424

表1 州ごとの統合コース実施機関数

30) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Integrationsbilanz für das Jahr 2006, 31.März 2007, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2006-integrationskursbilanz-de.pdf?__blob=publicationFile, Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Integrationsbilanz für das Jahr 2006, 31.März 2008, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2007-integrationskursbilanz-de.pdf?__blob=publicationFile, Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Integrationskurse, Eine Erfolgsgeschichte und ein Modell für Europa, Bilanz 2008, <http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/>

ノルトライン・ヴェストファーレン州やバイエルン州、バーデン・ヴュルテンベルク州など外国人ないし「移民を背景に持つ人（Personen mit Migrationshintergrund）」³³⁾の数が多い州³⁴⁾において、実施機関の数が多くなるのは自明のことであろう。他方、全国的には2006年に合計1851の認可された実施機関が5800箇所以上で統合コースを実施し、2007年のそれは6000箇所以上であったとされる³⁵⁾。その後は年々実施機関数が減少していき、2011年6月末の統計では、認可された実施機関は1424、統合コースの実施箇所は約

Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2008-integrationskursbilanz-de.pdf?__blob=publicationFile.

- 31) 2011年は上半期報告書からの抜粋であるため、6月末現在の数字である。Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Bericht zur Integrationskursgeschäftsstatistik für das Jahr 2009, 06.04.2010, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2009-integrationskursgeschaeftsstatistik-de.pdf?__blob=publicationFile, Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Bericht zur Integrationskursgeschäftsstatistik für das Jahr 2010, 01.04.2011, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2010-integrationskursgeschaeftsstatistik-de.pdf?__blob=publicationFile, Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Bericht zur Integrationskursgeschäftsstatistik für das erste Halbjahr 2011, 04.10.2011, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2011-halbjahr-integrationskursgeschaeftsstatistik-bund.pdf?__blob=publicationFile.
- 32) <http://www.bamf.de/DE/Infothek/Statistiken/InGe/DatenBund/daten-bund-node.html>
- 33) 2005年の小規模国勢調査で初めて取り入れられた概念で、1. 1949年以降に今日のドイツ領域に移住してきた人、2. ドイツで生まれた外国人、3. ドイツで生まれたドイツ人で、少なくとも親の一方がドイツに移民してきた外国人かドイツで外国人として生まれた場合、が含まれる。
- 34) 外国人の占める割合が高いのはベルリン（13,6%）およびハンブルク（13,5%）だが（2010年9月末現在）、外国人数でいえば100万人を越える州はこの3つのみである。また、「移民を背景に持つ人」の数も、1万人を越えるのは同3つの州である。Statistisches Bundesamt, Bevölkerung und Erwerbstätigkeit, Ausländische Bevölkerung, 2010, S. 25, <http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Content/Publikationen/Fachveroeffentlichungen/Bevoelkerung/MigrationIntegration/AuslaendBevoelkerung2010200107004.property=file.pdf>, Statistisches Bundesamt, Bevölkerung und Erwerbstätigkeit, Bevölkerung mit Migrationshintergrund, 2010, S.38, <http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Content/Publikationen/Fachveroeffentlichungen/Bevoelkerung/MigrationIntegration/Migrationshintergrund2010220107004.property=file.pdf>.
- 35) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Integrationskursbilanz für das Jahr 2007, 31. März 2008, S.9, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2007-integrationskursbilanz-de.pdf?__blob=publicationFile.

6000 箇所³⁶⁾となっている。

また、それら実施機関を表2の種類別でみると、市民大学、語学・専門学校、市民グループの割合が高いことがわかる。なかでも市民大学は、全国に1000箇所以上ある公的機関であることもあり、統合コースの最大の担い手となっている。

機関名	2006	2007	2008	2009	2010	2011
外国人組織			28	21	22	20
労働者福祉事業			36	30	32	32
企業ないし超企業的職業・継続教育施設			66	55	57	55
教育機関	255	255	215	165	174	161
ドイツ・外国人組織			28	24	23	24
福音派支援グループ			37	38	39	38
自由派支援グループ			70	73	79	79
市民グループ			208	162	152	150
国際同盟 (Internationaler Bund)			48	41	40	39
カトリック派支援グループ			51	42	42	40
自治体施設			15	13	12	13
その他のグループ			38	43	38	43
語学・専門学校	346	346	294	244	248	234
市民大学			528	500	498	496
不明				25	2	
合計	1.851	1.919	1.662	1.476	1.458	1.424

表2 統合コース実施機関種別数³⁷⁾

さらに同表からは、次の2点も指摘することができる。すなわち、教育機関と語学・専門学校の減少幅が他の実施機関のそれよりも大きいこと、および多くの実施機関でとりわけ2008年から2009年にかけての減少が目立つことである。後者は、2005年に統合コースの提供を開始した実施機関が、3年後の再申

36) 連邦移民難民庁の発表する2011年7月14日付けの「認可された実施機関リスト (Liste der zugelassenen Integrationskursträger)」によれば、全部で5957箇所へのぼる。
http://www.integration-in-deutschland.de/cdn_117/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Downloads/Integrationskurse/Kurstraeger/ListeKurstraeger/liste-der-zugelassenen-kurstraeger-pdf,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/liste-der-zugelassenen-kurstraeger-pdf.pdf

37) 2006年と2007年については、他の年の同様の資料には実施機関別の詳しいデータの記載はなかった。

請を行なわなかったケースなどが考えられる。その理由としては、上述したように、特に大都市において実施機関が集中したことから、場所によって競争原理が働いた可能性が挙げられる。その場合には確かに、市民大学や市民グループのような公的ないし非営利の機関よりも、教育機関や語学・専門学校のような民間の機関が不利な状況に置かれることになるだろう。また、こうした一定の種類の実施機関数の減少、ないし実施機関数の全体的な減少については、統合コースの受講者数の変動とも関係があるはずである。そこで、次章では統合コースの受講者について言及することとする。

3. 統合コースの受講者

統合コースの受講者には、以下の人たちが含まれる。すなわち、

- 1) 新規移住外国人 (2005 年 1 月 1 日以後の移民)
- 2) すでに長くドイツに住む外国人 (2005 年 1 月 1 日以前の移民)
- 3) EU 市民
- 4) EU 諸国の長期滞在権を持つ第三国出身者
- 5) 長期のドイツ滞在猶予者 (langjährige Geduldete)
- 6) シュベートアウスジードラー
- 7) ドイツ国籍保持者

である。部分的に補足しておく、5) は人道上または政治的理由により国外追放処分が一時的に猶予され、滞在が容認されている人のことである³⁸⁾。滞在資格を持たないため、統合コースの対象者から外れていたが、2007 年 8 月の移民法改正に伴って一定の条件下で滞在許可が付与されることとなり³⁹⁾、以後、

38) 2007 年の段階で 18 万人ほどいたと見られる。

39) 2007 年 7 月 1 日現在で 8 年以上前から、または未成年かつ未婚の子どもと世帯を同じくしている場合には少なくとも 6 年間間断なく滞在を容認されるか人道的な理由に基づく滞在許可を持っており、かつ以下のすべてに当てはまるとき、滞在許可が付与される。すなわち、1. 十分な住居を持ち、2. 口頭による十分なドイツ語の知識、すなわちヨーロッパ言語共通参照枠の A2 のレベルを持っており、3. 就学義務

統合コースの受講対象者となった。6) は、第二次世界大戦中に当時のドイツ東部領土や旧ソ連・東欧地域に居住し、戦後もそこに残っていたが、ドイツ系であることを理由に差別を受けるなどしたため、ドイツに帰還してきた人たちのことである。1993年以前の帰還者をアウスジードラー、それ以降をシュペートアウスジードラーと分けて呼ぶが、いずれにしても彼らに対してはすでに1980年代後半から、語学コースや職業上の編入のための支援、再教育講座などが提供されていた。現在、移民法に基づく統合コースの受講は連邦被追放者法に規定されている。7) のドイツ国籍保持者の統合コースの受講は、2007年8月の移民法改正による⁴⁰⁾。それ以前は統合コースの受講者は外国人に限られていたが、「移民を背景に持つ人」のドイツ国籍保持者のなかにドイツ語の知識が十分ではない人がいることから、近年新たに受講対象者に加わった。

これら1) から7) の人たちはまた、受講の権利を持つ人と受講を義務づけられている人に大別される。以下では、そのことを定めた滞在法第44条「統合コース受講資格 (Berechtigung zur Teilnahme an einem Integrationskurs)」および第44条 a 「統合コース受講義務 (Verpflichtung zur Teilnahme an einem Integrationskurs)」と、統合コース実施令第4条「受講資格 (Teilnahmeberechtigung)」、さらに連邦移民難民庁のホームページをもとに整理してみたい。

のある子どもについて実際に就学していることが証明でき、4. 滞在法上の重要な事情について外国人局を故意に欺かず、または滞在終了のための官庁の措置を故意に延ばしたり妨げたりせず、5. 過激またはテロ組織と関わりもこれらを支持してもおらず、6. ドイツで犯した故意の犯罪行為によって有罪判決を受けていないとき。その際、50日以下の罰金刑、ないし滞在法ないし庇護手続法に定められた外国人によってのみ犯される犯罪を理由とした90日以下の罰金刑は考慮されない。(滞在法 104条 a)

40) 2007年8月19日の「EU 滞在および庇護権法規上の指令施行のための法 (Gesetz zur Umsetzung aufenthalts- und asylrechtlicher Richtlinien der Europäischen Union)」の公布により、ドイツ滞在法中の統合コースに係る条文(第44条第4項2文)が改正された。Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Integrationskurse, Bilanz 2008, S. 9, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2008-integrationskursbilanz-de.pdf?__blob=publicationFile.

3.1. 受講請求権と受講許可

以下の人たちは統合コースの受講請求権を持つか、申請によって連邦移民難民庁により受講を許可される。

1) 新規移住外国人

2005年1月1日以降ドイツにやってきた外国人で、a) 就業、b) 家族呼び寄せ、c) 人道的理由ないし d) 他の EU 諸国の長期滞在権者として、初めて滞在許可を取得し長期にわたってドイツに滞在する意志がある人、または定住許可を取得した人は統合コース受講の請求権を持つ。長期にわたる滞在とは、1年以上の滞在許可ないしすでに18ヶ月以上滞在許可を有していることをいうが、その滞なが一時的なものである場合にはそれを除く。また、a) ～ d) に基づく受講請求権は、根拠となる滞在資格の付与から2年を経過したとき、またはその滞在資格を失ったときに失効する。

2) 3) すでに長くドイツに住む外国人と EU 市民

2005年1月1日以前にドイツにやってきた外国人、および EU 市民は受講請求権を持たない。しかし、講座に空きがある場合、申請により受講が許可されうる。

4) EU 諸国の長期滞在権を持つ第三国出身者（上記1) d) に同じ）

EU 諸国の長期滞在権を持つ第三国出身者は、EU 加盟国のいずれかに5年以上滞在した場合、統合コースの受講請求権を持つ。この請求権は外国人局が査定し、承認するものとする。

5) 長期のドイツ滞在容認者

滞在法の定めにより滞在地位を与えられた長期のドイツ滞在容認者は、統合コースの受講許可申請をすることができる。

6) シュペートアウスジードラー

2005年1月1日以降ドイツにやってきたシュペートアウスジードラーとその配偶者および子どもは、無料で統合コースに参加する権利を持つ⁴¹⁾。

41) ただし、それ以前にドイツにやってきた人で、2004年12月31日まで有効であった規定に基づく語学育成講習（Sprachförderlehrgang）にまだ参加していない場合、申

7) ドイツ国籍保持者

ドイツ語を十分に話すことができず、特別な方法で統合の必要があるドイツ国籍保持者は統合コースの受講が許可される。特に統合の必要があるのは、国の支援なしではドイツの経済、文化および社会生活に入り込むことができなかった人である。

ただし、統合コースの受講請求権は以下の場合には存在しない。

1. 子ども、青年および若い成人で、ドイツで学校教育をうけているか、これまでの学校の過程をドイツで継続する場合
2. 統合の必要性が明らかに低い場合
3. 外国人ですでに十分なドイツ語の知識を持っている場合（オリエンテーションコースの受講資格はこれに影響されない）

しなしながら、こうした受講請求権を持たない、あるいはもはや持たない外国人も、講座に空きがある限りにおいて受講を許可される。

3.2. 受講義務

以下の人たちは、外国人局ないし基礎保障の運営機関によって、統合コースの受講が義務づけられる。

1) 新規移住外国人

新規移住外国人は、簡単ないし十分な方法でのドイツ語を理解しないとき、統合コースの受講を義務付けられる。

2) 5) すでに長くドイツに住む外国人と長期のドイツ滞在容認者

すでに長くドイツに住む外国人および長期のドイツ滞在容認者は、特別な方法で統合の必要があるとき、統合コースの受講が義務付けられる。特に統合の必要があるのは、国の支援なしではドイツの経済、文化および社会生活に入り込むことができなかった人である。

請により無料で統合コースへの参加が可能になることがある。

1) 2) 5) は、『社会法典第 2 編 (Sozialgesetzbuch II)』による給付 (失業保険) を受給しており、かつ同法に規定する参入協定 (Eingliederungsvereinbarung)⁴²⁾ に受講義務が定められているとき、統合コースの受講義務がある。ただし、1) 2) 5) に対し職業上の事情により受講が期待できない場合には、受講義務は撤回されうる。また、2) に対しては、ドイツですでに職業教育ないしその他の教育を受けはじめた場合や、同等の教育課程への参加が証明できる場合、または統合コースの受講が持続できないかそれが期待できない場合にも (例えば、家族の看護など)、受講義務から除外される。

4) EU 諸国の長期滞在権を持つ第三国出身者

EU 諸国の長期滞在権を持つ第三国出身者は、全くドイツ語を話すことができないかほとんど話せないとき、統合コースの受講が義務付けられる。また、当該者が失業保険を受給している場合、その給付を承認した部署が当該者にコースの受講を求めたとき、当該者には受講義務が生じる。当該者がすでに他の EU 加盟国で、その国の長期滞在権を取得するためになんらかの統合措置に参加したことがあったとしても、オリエンテーションコースの受講義務は免れない。

3) EU 市民、6) シュペートアウスジードラー、7) ドイツ国籍保持者は統合コースへの参加を義務づけられない。

42) 「社会法典第 2 編」第 15 条で、雇用エージェンシーと求職者の間で、労働市場への参入のために求職者がどんな努力をどのくらいの頻度でしなければならないか、かつそれをどのような形でその努力を示すことができるのか、について 6 ヶ月毎に取り決める。

下の表3は、これら統合コースの受講許可ないし受講義務のある人の実際の内訳である。

		2005	2006	2007	2008	2009	2010
新規移住者 1) 4)	許可	19.243	14.969	13.082	12.718	12.263	10.119
	義務	45.161	43.809	39.221	30.717	33.474	34.486
旧移住者・EU市民 2) 3) 5)	許可	96.606	58.383	55.844	57.207	51.848	40.073
	義務	19.266	20.828	16.650	3.948	2.482	2.108
シュベートアウスジードラー 6)	許可	35.379	5.403	4.233	3.084	2.304	1.556
ドイツ国籍保持者 7)	許可			7.319	19.198	15.817	9.908
失業保険受給者 1) 2) 4) 5)	義務			5.242	28.632	27.746	26.177
合計		215.655	143.392	141.591	155.504	145.934	115.427

表3 統合コースの受講許可ないし受講義務のある人の内訳

さらに表4では、実際の統合コースの新規受講者を国籍別で示した。

国籍	2005	2006	2007	2008	2009	2010
トルコ			27.874	21.475	19.245	12.088
ドイツ			3.603	15.442	13.499	7.993
イラク			3.627	5.329	6.528	4.019
ポーランド			4.357	4.594	4.786	3.178
ロシア連邦			6.810	5.955	5.014	3.116
コソボ					3.069	2.076
ウクライナ			3.500	3.971	2.982	1.715
ベトナム			2.458	2.321	2.194	1.571
モロッコ			2.227	2.261	2.093	1.490
アフガニスタン			2.019	2.471	1.968	1.400
セルビア			2.942	2.630		
その他			49.204	52.060	52.438	48.491
シュベートアウスジードラー	23.087	8.521	5.084	2.766	2.236	1.492
合計	130.728	117.954	114.365	121.275	116.052	88.629

表4 統合コース新規受講者の国籍別内訳⁴³⁾

43) Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Bericht zur Integrationskursgeschäftsstatistik für das Jahr 2009, S. 8, http://www.integration-in-deutschland.de/cfn_160/SharedDocs/Anlagen/DE/

2005年と2006年については国籍別の記載がなかったため、シュペートアウスジードラーと合計数のみ記入した。2008年にはセルビアの代わりにコソボが登場しているが、これは2008年2月にコソボ自治州がセルビア共和国からの独立を宣言したことによる⁴⁴⁾。

表4からは、そのセルビアも含め、多少の順位の入替えはあるものの、上位10位を占める国自体は少なくともこの4年間、変わっていないことがわかる。また、年々新規受講者数が減少していつていることも明らかな傾向である。その意味では語学学校や専門学校などの実施機関の減少も、こうした傾向から長期的継続的な利益が望めないと判断したことによると考えることができるだろう。

4. オリエンテーションコースの受講例

以上の概要と現状を踏まえ、本章では、筆者が2011年夏にバーデン・ヴェルテンベルク州ヴィースバーデン市の語学学校で受講したオリエンテーションコースについて報告することとする。

4.1. 手続き

まず、コースを受講する機関の種類と場所だが、通常の場合、受講者はドイツ国内に居住地を持つため、その居住地にある連邦移民難民庁の支局あるいは外国人局が、受講者に対し自宅近くの実施機関を紹介することとなる。あるいは、受講者自らが連邦移民難民庁のサイト⁴⁵⁾から、自宅最寄りの実施機関を検索することも可能である。それに対し、筆者の場合、そもそもドイツ国内に居

Integration/Downloads/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2009__integrationskursgeschaefstistik_de,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/2009_integrationskursgeschaefstistik_de.pdf.

44) この独立をめぐるは承認する国としない国があるが、ドイツは承認の立場をとっている。

45) http://www.bamf.de/SiteGlobals/Functions/WebGIS/DE/WebGIS_Integrationskursort.html?nn=1368284

住地を持たないため、場所に関する制約は特になく、また、実施機関の種類についても特別な要望を持ってはいなかった。しかしながら、筆者の休暇中に通えるオリエンテーションコースを探すとすると、それだけで自ずと選択肢が限られた。その中で、日程的に最も都合がよいと思われた、ヴィースバーデン市にある民間の語学学校「レルン・プラネット (Lern-Planet)」⁴⁶⁾に通うこととした。

同語学学校は1994年、ヴィースバーデン市の実業学校で提供を開始した、1時間1マルクの補習授業を前身とする。レルン・プラネットの創設後は、主に子どもや青少年向けの語学講座や様々なセラピー、攻撃的態度を改善するためのトレーニングを行っていたが、現在ではそれらに加え、多言語教育の支援や統合コース、読み書きの講座にも力を入れている。

筆者のオリエンテーションコース受講の問い合わせに対し、レルン・プラネットの返事は、ドイツ国外に住んでおり、かつ本来統合の必要性を持たない外国人であってもコースの受講自体には問題はないが、受講手続きの書類の郵送はドイツ国内に限られること、また受講料は事前にドイツ国内の銀行から口座振込みをしなければならないとのことであった。そのため、手続きに関しては、ドイツに住む友人に仲介と代行を依頼することとなった。

その友人を介して郵送されてきた提出書類は2種類で、一つは語学学校への受講申込書、もう一つは連邦移民難民庁に提出するためのものであった。前者には、名前、生年月日、住所、電話番号、母語、国名を書き込む欄のほか、負担する授業料、子どもの世話の有無などをチェックする項目があった。授業料は、無料、45ユーロ、110ユーロ（授業料+試験料）、90ユーロ（授業料）、20ユーロ（試験料）の5つの選択肢からなる。

受講費用についてはこれまで触れてこなかったが、統合コースの1授業にかかるコストは2005年には2.05ユーロ、2007年からはコースの質の向上のために2.35ユーロと設定され、いずれにしても受講者がそのうちの1ユーロを、

46) <http://www.lern-planet.de/>を参照されたい。

残りを国が負担することになっている。そのため、45時間のオリエンテーションコースは45ユーロが受講者の負担額となる。しかし、インターネットで見ると、民間の語学学校の多くが、または一部の市民大学でも、授業料をその倍の90ユーロに設定していた。

他方、連邦移民難民庁に提出する書類は「受講資格のない外部受講者のための受験申告用紙 オリエンテーションコース試験」であった。そこには一般的な個人情報の記入欄のほか、「私は私の署名をもって、下記のオリエンテーションコース試験の受験に申し込みます。20ユーロの支払いと、連邦移民難民庁による試験の実行を目的とした個人情報の処理に同意することを明言します」という文言と、サイン欄が設けられた。これら2通の書類に、パスポートのコピーを添えて郵送し、手続きを終えた。

4.2. 授業

次に、実際の授業の様子を紹介する。

4.2.1. 受講者

授業は8月22日から9月1日までの週末を除く計9日間、一日につき4時間（45分授業で5コマ分）行なわれた。コースの受講者は筆者を含む14名で、出身国はそれぞれ、イラク（3）、エチオピア（2）、イエメン（1）、インド（1）、クロアチア（1）、コソボ（1）、トルコ（1）、ブラジル（1）、モロッコ（1）、ルーマニア（1）で（カッコ内は人数）であった。国籍については、イラク出身の1名が庇護権を認められてすでにドイツ国籍を持っていたことと、トルコ出身の女性がトルコ国籍とオランダ国籍の二重国籍保持者であった以外は、出身国と同じであった。

さらによく受講者たちの状況を知るために、彼らに簡単なアンケートに協力してもらった。イラク出身の年配女性が回答を拒否したため回答者は12名、その集計結果は以下のとおりである。

アンケート回答者：12名 (数字は人数を表す)

1) 性別	女：8 男：3
2) 年齢層	20代：4 30代：6 40代：1 50代：1
3) 職業	主婦：6 失業：1 就業：5 { ・占星術師／美容師：1 ・美容師：1 ・歯科助手：1 ・フォークリフト運転者：1 ・ケンタッキー（アルバイト）：1
4) 配偶者の有無	既婚：9 未婚：1 離婚：2（ともにドイツ人の夫との結婚歴）
5) 子どもの有無	有：8 無：4
6) 滞在年数	1年未満：2 1年以上5年未満：7 5年以上10年未満：1 10年以上：2（15年、25年）
7) ドイツにやってきた理由	・配偶者がドイツ人：4 ・配偶者の仕事の関係：4 ・仕事を求めて：3 ・庇護権申請：1
8) 統合コースの受講理由	<u>ドイツ国籍希望：7</u> ・ドイツ国籍取得申請のため：3 ・ドイツのことを知るため：1 ・ドイツ語を学ぶため：3 ・専門教育を受け、よい仕事を得るため：1 <u>ドイツ国籍希望しない：5</u> ・ビザ／滞在許可のため：2 ・仕事のため：1 ・興味から：1
9) ドイツ国籍希望者に対して：その理由	・ドイツで生きやすくなる：2 ・ドイツ人と同じ権利を得たい：1 ・このままドイツに住むから：1 ・そのほうが利点があると思うから：1
10) 受講費用	自費：4 半額負担：2 負担なし（連邦移民難民庁負担）：6
11) 自宅での主要使用言語	ドイツ語：0 出身国の言語：12

女性8名のうち、4名が出身国で知り合ったドイツ人との結婚によって（うち2名は離婚）、2名が出身国で知り合った同国人の配偶者と共に仕事を理由に、2名が出身国が同じ男性と家族を通して結婚し、その配偶者の仕事の関係でドイツにやってきていた。また既婚の男性2名はともに、出身国が同じ女性

を配偶者としていた。つまり、自宅での主な使用言語がドイツ語ではなく出身国の言語になるのは、こうした結婚事情によるものと考えられる。

とはいえ、受講者の中には生活をするのに十分なドイツ語を話す人も少なくなかった。例えば、ケンタッキーでアルバイトをしているルーマニアの男性は、滞在歴 8 ヶ月にもかかわらず授業中によく発言をし、職場からかかってくる電話にもドイツ語で対応していた。同じく滞在 8 ヶ月のトルコ人女性も流暢なドイツ語を話し、仕事も歯科助手を勤めるなど、統合コースの受講は不必要なのではないかと思われるほどであった。実際、コースの受講は仕事のためとドイツのことを知るためとっており、彼女の向上心の高さが伺えた。また、幼い子どもを語学学校内の託児所に預けてコースに参加していたクロアチア人の女性は、滞在歴は 2 年と決して長くはなかったが、語彙が豊富で、休み時間にも子どもにドイツ語で話しかけていた。

14 名のうち、ドイツ人を配偶者に持つブラジル人女性と筆者以外は、オリエンテーションクラスの前に語学コースを受けており、その意味では全員が B1 相当レベルのドイツ語の能力を持っているはずであった。しかし、実際のドイツ語能力には一上述の 3 名は例外としても一ばらつきがあった。やはりこれまでの経験や経歴、今後の展望やモチベーションの違いが作用しているようであった。例えば、滞在歴 25 年の 50 代のモロッコ人男性は、失業中とのことだったがコースは休みがちで、ドイツ語能力向上への意欲はあまり感じられなかった。実際、彼は挨拶ができればドイツで生活ができる、これまで何も不自由はなかったと話していた。また、コソボ出身の女性は、筆者のアンケートの項目にあった「Herkunft (出身)」といった初級レベルの単語や、会話の中でも「kennen lernen (知り合いになる)」という単語を理解できていなかった。彼女の場合、元来のおとなしさもあるだろうが、授業中も発言などの積極的な姿勢は見られず、また、教師の質問の意味が理解できていないことも多かった。

それでも、アンケートによれば、上述のモロッコ人男性を含め半数以上がドイツ国籍の取得を希望していた。すでにドイツに定住を決めている人にとっては、やはりドイツ国籍を取得したほうが生きやすいということであろう。

4.2.2. 方法

レルン・プラネットのオリエンテーションコースでは、上述した Ernst Klett Sprachen 社の『45 Stunden Deutschland』が主要教材として使用された。同書は、連邦移民難民庁の規定に従って、1.3.2.で挙げたテーマの内容説明と、それに対する練習問題で構成された。扱うテーマは政治、歴史、社会といった、時に専門用語を必要とするものであるため、それに関する基礎知識や関心がない受講者の場合、教材の内容をきちんと理解するにはかなりの時間が必要であろうと思われた。ただし、実際の授業では、教材は精読をするのではなく、主にポイントを確認するために使用された。

代わりに授業の中で頻繁に行われたのが、カードや模造紙などを使ったペアおよびグループワークであった。例えば、政治の分野では、国の機関とその構成員、役割がそれぞれ書かれたカードが配られ、それらを並べ替える速度をグループで競ったり、歴史の分野では、出来事を模造紙に年代順にまとめたりした。同じ歴史的出来事が書かれたカードを持つパートナーを探し、その内容を一緒に要約して発表するといった課題もあった。とりわけゲーム形式の共同作業は、受講者にも受け入れやすく、また、それを通して学んだことは記憶に残るようであった。

また、議論にも多くの時間が割かれた。新しいテーマに取り組む際には必ず、受講者たちが自分の出身国でのそのテーマのあり方や事情を紹介した。中でも社会の分野では、受講者たちは様々な国や宗教の価値観および生活習慣を知り、その違いを学ぶこととなった。それは、オリエンテーションコースの最大の目的のひとつである「寛容 (Tolerant)」を理解することへとつながっていた。つまり、話し合いの中で受講者はみな、一般論や理想論としてではなく、隣の席に座った人とうまく共生していくためにはどうしたらよいかをその場で考えることになる。そして、そのためには他や他との違いを受け入れる「寛容」が必要なだと気づくのである。そこにおいては、教師は自らの言葉で教えるのではなく、受講者自身がそれに気づくよう促がす役目を果たしていた。

授業ではさらに、オリエンテーションコーステストの対策にも重点が置かれ

た。具体的には、オリエンテーションコーステストの問題リスト（全 300 問）を使ったテスト対策の時間が毎日設けられた。教師らは同テストの問題分析もしっかりできており、一定の単語について、それが回答の選択肢にあるときにはそれが必ず正解である、といった試験合格のための具体的なアドバイスもしていた。その甲斐あってか、レルン・プラネットでは不合格者は 100 名中 3 ～ 4 名程度で、それも文字が読めないクラスの人たちだということであった。

4.3. 修了試験と修了証

修了テストは最終日に行なわれた。コース受講者全員の 14 名が受験、解答用紙は採点のために連邦移民難民庁に送られ、結果は同庁から直接受験者に郵送されるため、可否の内訳は不明である。筆者のもとには、友人を介して無事に「オリエンテーションコース試験の参加に関する証明書（Bescheinigung über die Teilnahme am Orientierungskurstest）」が送られてきた。これにより、オリエンテーションコーステストの合格が証明されたのである。

5. おわりに

本稿では、ドイツで 2005 年より導入された統合コースの概要と、筆者が実際に参加したオリエンテーションコースの報告を主題とした。

筆者は 2005 年の移民法発効以来、オリエンテーションコースについて、2 つの点から高い関心を寄せていた。ひとつはドイツの様々な事情をテーマとした授業がどのように展開されていくのかという教授法上の観点から、もうひとつは、移民がドイツで生活をするにあたって、ドイツ政府が彼らに言葉以外にどんな知識を持っていて欲しい、または持つべきと考えているのかという意味においてであった。とりわけ前者は、現在高校や大学でドイツ語の講師を勤める筆者にとって、国の紹介（Landeskunde）を含めた授業展開のためのよい事例学習になると思われた。他方、後者は、日本と似たような人口動態パターンをたどるドイツが、過去において受け入れた移民および今後新たに受け入れる移

民に対して、統合という観点からドイツ語の習得だけでなく、ドイツに関する知識を求めるようになったことを受け、日本でもいずれその必要性が議論されるようになるのではないかと考えたこと、そしてその時のためにドイツの詳しい事例集めが不可欠と考えたことがあった。

とはいえ、正直に言えば、受講前はオリエンテーションコースに対してかなり懐疑的であった。45時間という限られた短い時間の中でドイツの日常生活や政治、歴史を学ぶというのは少々乱暴に思えたし、また試験のための勉強というのは結局は「やらされている感」が拭い去れず、アリバイ的な行為にしかならないのではないかという思いがあったからである。しかし、実際にコースを受講してみて、現在では別の意見を持っている。つまり、確かに受講者にとっては修了試験の合格が最終目的であるわけだが、オリエンテーションコース自体の目的はむしろそのプロセスにあるということを実感したのである。アンケートの集計結果からわかるように、多くの移民家庭でドイツ語以外の言語が話され、おそらくは普段それ以外の場でも一実際に語学学校内でもそうであったように、またドイツ語の能力が十分でなければ余計一交流や情報交換が同じ出身国同士に限られている中で、ドイツ語はもとより他の価値観に触れる機会はどうしても少なくなってしまう。それがオリエンテーションコースでは、多種多様な出身や背景の人たちと一定期間、まとまった時間を共有し、授業を通して互いの文化と違いを学ぶのである。それは、他への寛容を学ぶことであり、多文化共生のための基礎を築くものである。

もちろん、筆者が参加したオリエンテーションコースはドイツ全土で行なわれている数あるもののひとつに過ぎない。別の機会に偶然、市民大学に勤め、統合コースを担当しているという女性に知り合ったが、彼女によれば、市民大学の受講生の中にはモチベーションが低く途中で来なくなってしまうたり、やる気の感じられない人が少なくないという。確かに、民間の語学学校か公の機関かによって、受講者の層に違いがでる場合なども考えられる。その意味では、さらに別の事例を調査する必要もあるだろう。今後もオリエンテーションコースの事例研究を進めるとともに、機会があれば教師向けの講習にも参加してみ

たいと考えている。

参考文献

- 戸田典子「ドイツの滞在法－「外国人法」から EU「移民法」へ」『外国の立法』234、国立国会図書館調査及び立法考査局、2007年12月。<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/234/023401.pdf>
- 松岡洋子「ドイツの改定統合コースについて」http://www.momiji.h.kyoto-u.ac.jp/~nishiyama/IwateKaken2008/38_The%20new%20Ordinance%20on%20Integration%20Course1.pdf
- 丸山眞「ドイツ移民法における統合コースの現状及び課題」内閣府経済社会総合研究所、2007年8月。http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis190/e_dis189_02.pdf#page=33
- Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Bericht zur Integrationskursgeschäftsstatistik für das Jahr 2009, http://www.integration-in-deutschland.de/cln_160/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Downloads/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2009__integrationskursgeschaefststatistik__de,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/2009__integrationskursgeschaefststatistik__de.pdf.
- , Curriculum für einen bundesweiten Orientierungskurs, 29. 09. 2009, http://www.integration-in-deutschland.de/cln_151/nn_449786/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Downloads/Integrationskurse/Kurstraeger/KonzepteLeitfaeden/curriculum-orientierungskurs-pdf,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/curriculum-orientierungskurs-pdf.pdf.
- , Integrationsbilanz für das Jahr 2006, 31. März 2007, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infotehk/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2006-integrationskursbilanz-de.pdf?__blob=publicationFile.
- , Integrationsbilanz für das Jahr 2006, 31. März 2008, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infotehk/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2007-integrationskursbilanz-de.pdf?__blob=publicationFile.
- , Integrationskurse, Eine Erfolgsgeschichte und ein Modell für Europa, Bilanz 2008, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infotehk/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2008-integrationskursbilanz-de.pdf?__blob=publicationFile.
- , Bericht zur Integrationskursgeschäftsstatistik für das Jahr 2009, 06.04.2010, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infotehk/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2009-integrationskursgeschaefststatistik-de.pdf?__blob=publicationFile.
- , Bericht zur Integrationskursgeschäftsstatistik für das Jahr 2010, 01.04.2011, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infotehk/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2010-integrationskursgeschaefststatistik-de.pdf?__blob=publicationFile.
- , Bericht zur Integrationskursgeschäftsstatistik für das erste Halbjahr 2011, 04.10.2011, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infotehk/Integrationskurse/Kurstraeger/Statistiken/2011-halbjahr-integrationskursgeschaefststatistik-bund.pdf?__blob=publicationFile.
- , Konzept für einen bundesweiten Integrationskurs, Dezember 2008.
- , Konzept „Trägerzulassungsverfahren“, 26.10.2009, <http://www.integration-in-deutschland.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Downloads/Integrationskurse/Kurstraeger/Zulassung/s-konzept-traegerzulassung-pdf,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/s-konzept-traegerzulassung-pdf.pdf>.

- , Linstе der zugelassenden Integrationskursträger, http://www.integration-in-deutschland.de/cln_117/SharedDocs/Anlagen/DE/Integration/Downloads/Integrationskurse/Kurstraeger/ListeKurstraeger/liste-der-zugelassenen-kurstraeger-pdf,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/liste-der-zugelassenen-kurstraeger-pdf.pdf.
- , Liste der zugelassenen Lehrwerke in Integrationskursen, September 2011, http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infotehk/Integrationskurse/Lehrkraefte/liste-zugelassener-lehrwerke.pdf?__blob=publicationFile.
- Bundesministerium des Innern, Evaluation der Integrationskurse nach dem Zuwanderungsgesetz, 11. 2006, http://www.bmi.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/Veroeffentlichungen/evaluation_integrationskurse_de.pdf?__blob=publicationFile.
- Goethe-Institut, Rahmencurriculum für Integrationskurse-Deutsch als Zweitsprache, 2007, http://www.goethe.de/lhr/prj/daz/pro/Rahmencurriculum_online_final_Version5.pdf.
- Lern-Planet, Zwischenstation, 15 Jahre Kompetenz in multilingualer Erziehungshilfe, Therapien, Nachhilfe, Alphabetisierung, Sprachunterricht und vor allem Integration, 2009.
- Statistisches Bundesamt, Bevölkerung und Erwerbstätigkeit, Ausländische Bevölkerung, 2010, <http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Content/Publikationen/Fachveroeffentlichungen/Bevoelkerung/MigrationIntegration/AuslaendBevoelkerung2010200107004,property=file.pdf>.
- Statistisches Bundesamt, Bevölkerung und Erwerbstätigkeit, Bevölkerung mit Migrationshintergrund, 2010, <http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Content/Publikationen/Fachveroeffentlichungen/Bevoelkerung/MigrationIntegration/Migrationshintergrund2010220107004,property=file.pdf>.
- Verordnung über die Durchführung von Integrationskursen für Ausländer und Spätaussiedler, <http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/intv/gesamt.pdf>.

参考サイト

<http://www.bamf.de/>

<http://www.bmi.bund.de/>

<http://www.lern-planet.de/>